

利用者のために

令和2年度に実施した作物統計調査における面積調査（耕地面積調査及び作付面積調査）及び特定作物統計調査における作付面積調査の結果である。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としている。

(2) 調査の根拠

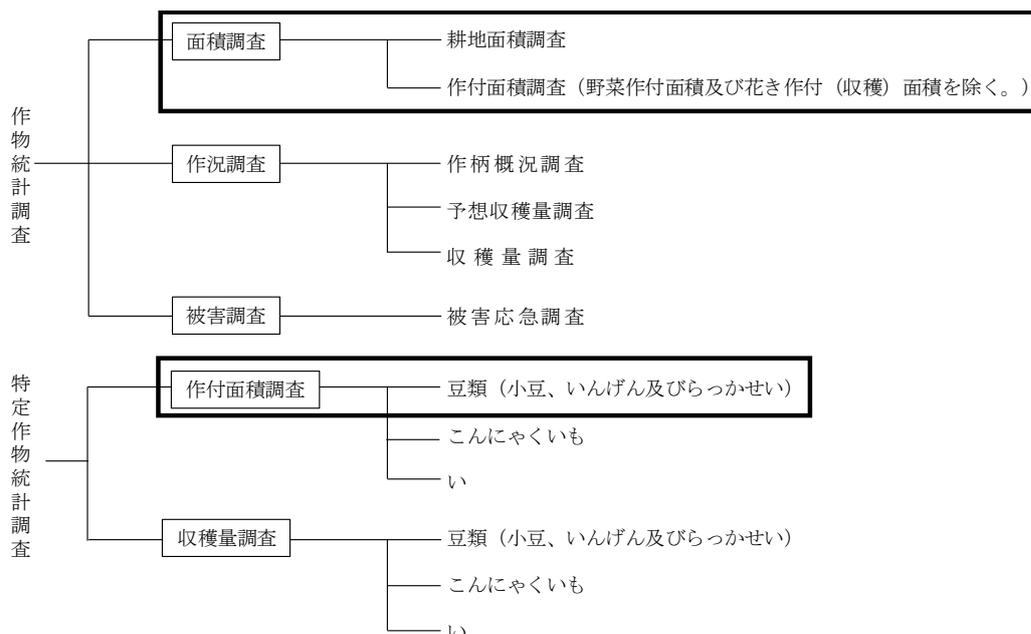
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(3) 調査の機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）



注：作物統計調査のうち、なたね、てんさい、さとうきび及び特定作物統計調査のうち、こんにゃくいも、いの作付面積は、「作物統計（普通作物・飼料作物・工芸農作物）」において収穫量等と合わせて掲載している。

(5) 調査の範囲

ア 耕地面積調査

全国の区域

イ 作付面積調査

次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は6年ごとに実施する作物について、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、令和2年(産)において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物名	区域	主産県調査 (令和2年(産))
水稲、麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆及びそば	全国の区域	
陸稲、かんしょ及びえん麦(緑肥用)	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	
果樹	調査品目ごとに全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県。みかん、りんごにあつては、これに果樹需給安定対策事業を実施する都道府県を加えた都道府県。ただし、6年ごとに全国の区域	
茶	全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県。ただし、6年ごとに全国の区域	
飼料作物(牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー及びその他飼料作物)	全国作付(栽培)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	
小豆、いんげん及びらっかせい	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○

(6) 調査対象

ア 耕地面積調査

全国の田耕地及び畑耕地

イ 作付面積調査

(ア) 水稲

水稲の栽培に供された全ての耕地

(イ) 水稲以外

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(7) 調査事項

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地の田畑別面積

(イ) 耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

イ 作付面積調査

(ア) 水稲の作付面積及び用途別面積

(イ) 水稲以外の作物の作付(栽培)面積

(8) 調査期日

ア 耕地面積調査

耕地面積	令和2年7月15日
耕地の拡張及びかい廃面積	令和元年7月15日 ～令和2年7月14日

イ 作付面積調査

水稻、果樹及び茶	令和2年7月15日
大豆、小豆、いんげん及びらっかせい	令和2年9月1日
陸稲、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、かんしょ、そば、飼料作物及びえん麦（緑肥用）	収穫期

(9) 調査・集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織において行った。

ア 耕地面積調査及び水稻作付面積調査

(ア) 耕地面積及び水稻作付面積

a 母集団の編成

空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区（区画内に存する耕地について筆ポリゴン（衛星画像等を基に面積調査用の地理情報システムにより筆（けい畔等で区切られた現況一枚のほ場）ごとの形状に沿って作成した面をいう。）を作成するものをいう。）の集まりを母集団（全国約290万単位区）としている。

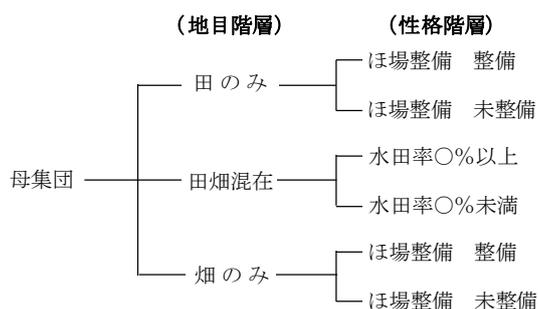
なお、筆ポリゴンには、地目（田又は畑）等の情報が登録されている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報を補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、それぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層（性格階層）に分類している。

階層分け模式図（例）



c 目標精度

耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう、都道府県別に田畑別の耕地面積及び水稲作付面積の大小、それぞれの全国面積に占めるカバレッジ等を考慮し設定している。

(田：概ね0.5～2%程度、畑：概ね1～5%程度、水稲：概ね0.5～3%程度)

d 調査対象数

(a) 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

39,411単位区

(b) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

作物の種類	対象者数 ①	有効回答数 ②	有効回答率 ③=②/①
陸 稲	団体 23	団体 23	% 100.0
麦 類	641	634	98.9
大 豆	629	619	98.4
小 豆	124	123	99.2
い ん げ ん	48	48	100.0
ら っ か せ い	6	6	100.0
か ん し ょ	164	163	99.4
そ ば	391	388	99.2
飼料作物、えん麦（緑肥用）	228	226	99.1
果 樹	602	594	98.7
茶	181	177	97.8

注：「有効回答数」とは、集計に用いた関係団体の数である。

e 標本配分及び抽出

都道府県別の田畑別耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに調査対象数を配分し、任意系統抽出法により抽出する。

f 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全ての筆について、1筆ごとに現況地目、耕地の境界及び作付けの状況を確認する。

g 推定

田面積の推定においては、都道府県別に面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況の田見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の田の台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（田台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定し、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員によ

る情報収集により補完している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況の田見積り面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、畑面積の場合は上記において田を畑に置き換え、水稻作付面積の場合は田見積り面積を水稻作付見積り面積に置き換える。

また、全国計、全国農業地域別及び地方農政局別の値は、都道府県別の値を合計して算出した。

けい畔面積については、別途実測に基づいて設定したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

h その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り及び情報収集によって把握している。

(イ) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集によって把握している。

なお、耕地の拡張及びかい廃面積は、令和元年7月15日から令和2年7月14日までに生じたものである。

(ウ) 原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域の扱い

福島県のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

イ 水稻以外の作物の作付（栽培）面積調査

(ア) 調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

(イ) 集計

集計は、関係団体調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(ウ) 全国値の推計方法

令和2年（産）の調査において、主産県を調査の範囲とした小豆、いんげん及びらっかせいの全国の作付面積は、主産県の作付面積の合計値に、推計により算出した主産県以外の都道府県（以下「非主産県」という。）の作付面積の計を合計し算出した。

なお、非主産県の作付面積は、直近の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付面積の計と前々回の全国調査年（平成28年産）における非主産県の作付面積の計を用いて1年当たりの変動率を算出し、この変動率を直近の全国調査年からの経過年数（2年）に応じて非主産県の作付面積の計に乗じて算出した。

(10) 農作物作付（栽培）延べ面積（令和2年）の算出方法

全ての農作物の作付（栽培）面積を対象とした加工統計であり、農作物作付（栽培）面積については、作物統計調査及び特定作物統計調査で把握している作物はその作付（栽培）面積、それ以外の作物については情報・資料収集により把握又は推計した作付（栽培）面積を集計して作成した。

ア 各作物区分と当該作物区分に属する品目等は以下のとおりである。

作物区分	品目等
水稲（子実用）	水稲
麦類（子実用）	小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦
大豆（乾燥子実）	大豆
そば（乾燥子実）	そば
なたね（子実用）	なたね
その他作物	陸稲、かんしょ、小豆、いんげん、らっかせい、飼料作物、えん麦（緑肥用）、果樹、茶、野菜、花き、てんさい、さとうきび、い、こんにゃくいも、たばこ、飼料用米、WCS用稲等

イ 全国を調査の範囲とした水稲（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）、陸稲、かんしょ、飼料作物、えん麦（緑肥用）、果樹及び茶については、作物統計調査で把握した面積を用いた。

ウ てんさい（北海道）、さとうきび（鹿児島県及び沖縄県）、い（福岡県及び熊本県）については、作物統計調査及び特定作物統計調査で把握した面積を用いた。

エ 主産県を調査の範囲とした作物（小豆、いんげん、らっかせい、野菜、花き及びこんにゃくいも）については、調査対象県は調査で把握した面積を用い、それ以外の各都道府県（以下「非主産県」という。）は以下の方法により推計した面積を用いた。

(ア) 野菜及び花き

直近の全国調査年（令和元年産）における非主産県の作付面積の値に、令和2年産における主産県の作付面積の合計値を直近の全国調査年における主産県の作付面積の合計値で除して求めた変動率を乗じて算出した。

(イ) 小豆、いんげん、らっかせい及びこんにゃくいも

直近の全国調査年（平成30年産）における非主産県の作付面積の計と前々回の全国調査年（平成28年産）における非主産県の作付面積の計を用いて1年当たりの変動率を算出し、この変動率を直近の全国調査年からの経過年数（2年）に応じて非主産県の作付面積の値に乘じて算出した。

オ たばこについては、日本たばこ産業株式会社の検査面積（履行確認契約面積）の値を用いた。

カ 飼料用米及びWCS用稲については、「令和2年産新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」（農林水産省農産局）の値を用いた。

キ イ～カ以外の作物については、全ての当該作物について全国調査を行った平成28年（産）における各都道府県の作付（栽培）面積の計と平成25年（産）における各都道府県の作付（栽培）面積の計を用いて1年当たりの変動率を算出し、この変動率を平成28

年からの経過年数（4年）に応じて各都道府県の作付（栽培）面積の値に乗じて算出し、巡回・見積り及び情報・資料収集により検討を行い補完した。

(11) 実績精度

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

対地標本実測調査における耕地面積（田・畑）及び水稲作付面積に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.11
耕地面積（畑）	0.25
水稲作付面積	0.34

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する全数調査結果を用いて全国値を算出していることから、実績精度の算定は行っていない。

ウ 農作物作付（栽培）延べ面積

加工統計として作成しているため、実績精度の算定は行っていない。

(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分は、それぞれ次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 統計項目の定義

統計表のうち、主な項目の定義は次のとおりである。

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

なお、「栽培」とは生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することである。

ア 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合はたん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源・用水路等）を有する耕地をいう。

エ 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

オ 普通畑

畑のうち樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであつても、苗木を栽培するもの及び1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。

カ 樹園地

畑のうち果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

キ 牧草地

畑のうち専ら牧草の栽培に供されるものをいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。

拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。

田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

(4) 荒廃農地

耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地をいう。

(5) 田畑転換

田が畑に、畑が田に現況の地目に変化することをいう。

(6) 作付面積

は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。

(7) 栽培面積

は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物（果樹、茶等）を栽培している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。

(8) 子実用

主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいう。

(9) 乾燥子実

主に食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。

(10) 夏期全期不作付面積

夏期全期（当該地帯のおおむね水稲の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(11) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(12) 作付（栽培）延べ面積

水稲（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子

実用) 及びその他作物の作付(栽培)面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稲二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

(13) 耕地(本地)利用率

耕地面積を「100」とした作付(栽培)延べ面積の割合のことをいう。

$$\text{耕地(本地)利用率(\%)} = \frac{\text{作付(栽培)延べ面積}}{\text{耕地(本地)面積(7月15日現在)}} \times 100$$

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

統計表に掲載した統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、全国計と都道府県別数値の積み上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100)
四捨五入する桁(下から)		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前(原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値(統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 割合について

統計表に掲載した割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 記号について

統計表の統計表示については、次の記号を用いた。

「0」： 単位に満たないもの(例：0.4ha→0ha)又は増減がないもの

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、『令和2年耕地及び作付面積統計』(農林水産省)による旨を記載してください。

4 統計表についてのお問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 面積統計班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線 3681

(直通) 03-6744-2045

FAX : 03-5511-8771

※ 統計表に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】